

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛媛県喜多郡内子町

2 構造改革特別区域の名称

“内子ツーリズム”どぶろく・果実酒特区

3 構造改革特別区域の範囲

愛媛県喜多郡内子町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢

本町は、平成 17 年 1 月 1 日に旧内子町・旧五十崎町・旧小田町の 3 町が合併して新「内子町」となった。

位置は愛媛県のほぼ中央部にあり、北は伊予市、東は久万高原町、南・西は大洲市に接している。中心部は、県都松山市から約 40 キロメートルにあたり、町の中央部を一級河川・肱川の支流である小田川が流れている。旧内子町市街地には、木蝋で栄えた往時を偲ばせる歴史的な町並みが保存され、近年は 80 万人を超える観光客が訪れる県内有数の観光地となっている。

面積は、約 300 平方キロメートルで、その広がり東西 30 キロメートル、南北 27 キロメートルで、地目別の土地利用は、山林原野が 77%、農地が 7%、宅地が 1% を占めている。

なお、旧小田町の四国山系には広大な小田深山国有林（42 平方キロメートル）を有し、県内有数の林業地帯である。

(2) 気候

本町は、瀬戸内海の伊予灘、宇和海から離れた内陸にあり、盆地特有の気候特性を示す。年平均気温は 14 度で、冬季には低温となる。年間降水量は 1,800 mm に達し、梅雨時期の 6 月と 7 月の二か月間に 500 mm の降水量がある。また、肱川水系の中流域に位置することから、晩秋から初冬にかけてしばしば朝霧に包まれる。

(3) 人口

平成 12 年時点の新町（旧 3 町合算）の人口は、20,782 人で、平成 17 年 4 月には 19,971 人であった。今後も減少を続け、平成 22 年には 18,964 人になると推定される。

また、65 歳以上の高齢者は年々増加しており、平成 21 年 4 月現在で高齢化率は 33.3% であり、平成 22 年には、33.7% になると推定される。

(4) 産業

本町の平成 17 年の産業別就業者の総数は 9,625 人で、第 1 次産業が 23%、第 2 次産業が 28%、第 3 次産業が 49% となっている。この構成を平成 12 年と比較してみ

ると、第3次産業の増加に対して、第1次産業が大きく減少しているが、本町における基幹産業は第1次産業である。農林業においては、平坦部は少ないものの豊かな水に恵まれているため、果樹や葉たばこの栽培が盛んな農業地帯と、杉や檜等の木材生産の林業地帯として発展してきたが、農業従事者の高齢化、後継者不足、農産物の価格低迷、鳥獣による被害など本町の農業を取り巻く環境は、以前にも増して厳しいものとなっている。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

本町では、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された「八日市護国の町並み」に代表される歴史文化を生かした「町並み観光」、農山村の景観や農村文化を生かした「村並み観光」や小田深山の自然を生かした「山並み観光」、そして地産地消を中心とした農林産物を媒介とする交流農業など、独自の資源や条件を掘り起こし、それらを組み合わせた「内子ツーリズム」を展開するため、「うちこグリーンツーリズム協会」を設立し、積極的なツーリズムのPR活動等を展開している。しかしながら、愛媛県最大の観光地である道後温泉に近いという地理的要因もあって、本町は団体通過型観光又は日帰り観光からの脱却が図れず、宿泊観光客数が伸び悩んでいる。

このようなことから、すでに営業をしている農家民宿経営者等を中心として、地域の自然を生かした魅力ある滞在型の観光メニューづくりと新たなもてなしとして「濁酒」、「果実酒」、「リキュール」を取り入れて、内子ファン、内子応援団等リピーターの交流人口の増加を図り、本町全体の地域活性化に繋げたい。

5 構造改革特別区域計画の意義

平成11年に日本の棚田百選に選定された旧五十崎町の「泉谷棚田」では、農業体験など都市と農村の交流活動や無農薬酒米「みそぎ米」づくりが地域住民、地元の酒蔵と協力して行われている。

また、比較的温暖な気候、肥沃な土壌という恵まれた条件のもと、明治時代より果実の栽培が始まり、地場産業としての規模に伸長した。特に昭和50年代初期からは新たな果樹園の経営スタイルとして観光農園がオープンした。現在町内には、農家民宿を営みながらブドウやリンゴなどの観光農園、果樹園を営んでいる者もあり、果実を通じた都市と農村の交流活動を盛んに行なっている。

今回特区認定を受けることにより、町内各地域で展開している農家民宿や農家民宿経営者らで組織する企業組合において、地産地消の意識を高め、競争協力しながら各地域の特色を活かした「濁酒」、「果実酒」、「リキュール」造りに取り組み、「内子ツーリズム」ブランドの確立、消費拡大を推進していく。また、あわせて農家レストランの開設、米・果実の栽培・収穫体験、濁酒・果実酒・リキュール生産工程見学体験等の事業を行い、PR・誘客を促進し、質の高い都市と農村の交流による地域活性化を図る。

製造した「濁酒」、「果実酒」、「リキュール」については、農家民宿・農家レストラン等で飲用として提供する他、酒類販売免許を取得し、「産業文化まつり」、「大凧合戦」、「秋まつり」、「観月会」、「小田の郷ふるさとまつり」、「筏ながし」など各地域のイベントにおいても販売や宣伝を行い、地域内での普及活動を活発化させるとともに、内

子ツーリズム全体で積極的にPRし、交流人口の拡大を目指す。

また、本町は食材の豊富な地域として知られているところであり、本町特有の「郷土料理」の数々を農家民宿や農家レストランで提供し、それぞれの郷土料理に「濁酒」、「果実酒」、「リキュール」を組み合わせ、スローライフ・スローフードを提案していく。

以上のような取り組みを行うことにより、地産地消の地域への啓発や農家民宿・果樹園の後継者支援を行い、都市農村の交流を積極的に行い、農山村ならではの独特の環境と小さな町の良さを最大限生かして、都会の喧騒とは無縁の落ち着き、やすらぎ、ぬくもりのある魅力的な町としてのイメージを定着させ、リピーターから長期滞在者や定住者の誘致に繋げる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 地域ブランドの確立

本町の観光は、従来の観光バスに代表される大量流入・短時間・物見遊山型観光から、小グループのゆっくり滞在型観光へと転換する時期にあると言えるが、自然豊かな農村景観、農村文化を十分に生かした地域活動はまだ限られている。そこで、まちづくりの柱の一つである「内子ツーリズム」を展開するに当たって、「濁酒」、「果実酒」、「リキュール」を観光施設やイベントでPRし、内子のブランドとして確立する。

(2) 内子ツーリズムの推進による交流人口の拡大

本町は、平成6年に公設の農家民宿「石畳の宿」を営業し、グリーンツーリズムの実験施設と位置付けたのを始め、現在民営・公営含めて13施設で農家民宿を経営しており、それぞれ独自の食事メニュー、農業体験メニューに取り組んでいる。また、ブドウやリンゴなどをはじめとする観光農園が30園ほどあり、それぞれの果実の旬の味覚を楽しんでいただいている。こうした農家民宿や観光農園の更なるツーリズムの呼び物として「濁酒」、「果実酒」、「リキュール」を提供し、都市と農村の交流拡大に資する。

(3) 定住へ

農家生活体験、農業体験、田舎料理体験に加えて、多彩なツーリズムメニューを提供することにより、リピーターや内子ファンを獲得し、農家の暮らしを体験してもらうことで、援農者や長期滞在者を増やし、農業を志す若者や団塊の世代等の定住誘致に取り組んでいく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 集客交流産業における効果

本町の観光客は、愛媛県最大の観光地である道後温泉に近いという地理的条件もあって、年輩者の団体通過型観光客が圧倒的に多いことから、本計画におけるツーリズム関連事業の集客ターゲットを、大量定年を迎える団塊世代とする。また、農家民宿や果樹園経営者においては、「命と心を大切に」をキーワードに安全・安心、清潔な施設を心掛けることにより、質の高い交流人口を増やすことができる。

また、比較的交通アクセスの悪い農山村地域への誘客、宿泊に伴う町内での滞在時間の増加で、中心部へも観光客が流れて経済効果が期待できる。

数値目標

目標年（平成）	20年（実績）	22年	24年	26年
総入込客数 （千人）	1,107	1,120	1,140	1,160
交流人口数 （千人）	752	760	775	790
その他 （千人）	355	360	365	370
農家民宿・レストラン開業者（件）	10	11	12	13
濁酒・果実酒・リキュール製造者（件）	1	3	4	5

※交流人口数：産直施設利用者数、農家民宿利用者、農業体験者、観光農園入園者、イベント参加者の合計人数

※その他：町並保存地区・観光施設・スポーツレクリエーション施設の合計入場者数

(2) 特産品販売における効果

本町では、地域で生産された農産物の直売所を3旧町にそれぞれ設置している。

今後、内子ツーリズムと併せた特産品の開発や、平成20年から取り組んでいる「濁酒」に加え、「果実酒」、「リキュール」の販売・宣伝を行うことで、直売所を訪れる観光客（数値目標の表・交流人口参照）も増大し、市場も活性化していく。また「濁酒」、「果実酒」、「リキュール」だけでなく、特定農業者自らが生産した農産物の販売や加工を行うことにより、新たな販路の開拓拡大が期待でき、農家の生産意欲、活性化に結びつく。

農産加工品製造数	平成26年までに4品の加工品製造を目指す
----------	----------------------

(3) 周辺への効果

イベントにおいて、「濁酒」、「果実酒」、「リキュール」のPR、特産品の販売など内子ツーリズム事業の積極的な取り組みにより、本町への観光客増加が見込まれるとともに、果樹をはじめ、多様な農林産物、文化的遺産も豊富で地域資源に恵まれた地域として、観光客に「住んでよく、訪ねてよい内子町」というイメージを与え、定住促進に繋げたい。また、各地域のイベントにあわせて、農業体験交流事業を実施することにより、誘客を確保することができる。

定住の促進	平成26年までに4世帯の定住を目指す
-------	--------------------

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業
709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

●特区内で開催されるイベントとの連携

「産業文化まつり」、「大風合戦」、「秋まつり」、「観月会」、「小田の郷ふるさとまつり」、「筏ながし」など、町内で収穫、加工した特産品の販売を推進するイベントを開催。これらイベントで「濁酒」「果実酒」「リキュール」の販売・宣伝を行うことにより、製造した農家等の顔が見え、安心安全な食材を求める町外消費者の誘客が見込め、交流人口の拡大が図れる。

●グリーンツーリズムの推進

現在町内で経営している農家民宿で提供している独自の食事や体験メニューに「濁酒」「果実酒」「リキュール」を加え、四季を通した宿泊者を安定的に確保し、都市との交流を促進する。また、観光農園での旬の味覚体験や地域の歴史文化を生かした町並み観光、農山村の景観や農村文化を生かした村並み観光、また小田深山の自然を生かした山並み観光と組合せ、滞在型ツーリズムの推進を図る。

●長期滞在と定住の促進

農家生活体験、農業体験、田舎料理体験など多彩なツーリズムメニューを提供することで、リピーターや内子ファンを獲得し、農家のありのままの暮らしを体験することにより、援農者や長期滞在者を増やし、農業を志す若者や団塊の世代の定住促進を図っていく。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿、農家レストランなど）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「濁酒」という。）又は果実酒）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

① 事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

② 事業が行われる区域

愛媛県喜多郡内子町の全域

③ 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

④ 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、濁酒又は果実酒の提供を通じて地域活性化を図るために濁酒又は果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿、農家レストランなどを営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、激減した酒蔵や農家・果樹園の新たな継承の方法であり、新しい農村地域ブランドの創造による地域活性化に繋がるものである。

また、農家民宿、農家レストラン、果樹園等において、特定酒類を核としたツーリズムメニューを充実させることで、果樹をはじめ、多様な農林産物、有形無形の文化的遺産も豊富で地域資源に恵まれた地域として、観光客に「住んでよく、訪ねてよい内子町」というイメージを与え、定住の促進に繋げていくことができる。

以上の理由により、本町において当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳事務が発生し、税務当局の検査、調査の対象とされる。

町では、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法上の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

別紙

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（ブドウ・リンゴ）を原料とした果実酒又は地域の特産物（ブドウ・リンゴ・モモ・ナシ・ブルーベリー・スモモ・ヤマモモ・イチゴ・カリン・ジャバラ・ハッサク・ナツミカン・ウメ）を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

① 事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

② 事業が行われる区域

愛媛県喜多郡内子町の全域

③ 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

④ 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本町が指定する地域の特産物であるブドウ・リンゴを原料とした果実酒又はブドウ・リンゴ・モモ・ナシ・ブルーベリー・スモモ・ヤマモモ・イチゴ・カリン・ジャバラ・ハッサク・ナツミカン・ウメを原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことによって、地域の特産物を新たな地域ブランドとして、再生させることができ、地域の活性化に繋がるものである。

また、農家民宿、農家レストラン、果樹園等において、特産酒類を核としたツーリズムメニューを充実させることで、本町が進める内子独自の資源や条件を掘り起こし、それらを組み合わせた「内子ツーリズム」の展開に寄与することができ、定住の促進に繋げていくことができる。

以上の理由により、本町において当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳事務が発生し、税務当局の検査、調査の対象とされる。

町では、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法

上の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。